

昨年から専業主婦(夫)の年金が改正されています。

サラリーマンの夫が退職した際
などの年金の切り替えについて

昨年(平成25年7月1日)から専

業主婦(※)の年金が改正され、サラリーマンの夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

昨年、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをするこ

とにより、「未納期間」を「受給資

格期間」に算入することができるようになりました。

(※) 妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

★主婦年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、今すぐお問い合わせを!

★65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます。

★手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

★保険料納付で年金額アップ!手続きをすることにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することがで

きます(最大10年分)。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

ご存じですか?
国民年金の任意加入制度



老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。



なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

お問い合わせ

『国民年金保険料専用ダイヤル』
0570-011-050または、
コザ年金事務所へお問い合わせ
ください。

☎0933-3437